

「令和6年10月より、契約手続きは原則**電子契約**で行うことになりました」

- 電子入札を利用されている事業者様においては、追加の手続きなく電子契約が可能です。

追加のシステム準備は不要

電子入札を利用されている事業者様については、[操作マニュアル \(p-portal.go.jp\)](https://p-portal.go.jp)、「入札・契約を行う（GEPS）」より、契約作業を実施いただくことが可能です。

電子契約のメリット

印紙税不要

電子手続きでは印紙税法の課税物件が存在しないため、印紙税納付がありません。

印鑑不要

電子証明により手続きの担保をシステム側で行うため、印鑑が不要です。
※法令で義務のある場合を除く

印刷・郵送不要

システムを介して書類のやりとりをするので、印刷や郵送が不要です。